

四国電力(株)坂出發電所1号機リプレイス計画環境影響評価書 に係る確定通知について

平成19年6月12日
経 済 産 業 省
原子力安全・保安院

当省は、四国電力(株)坂出發電所1号機リプレイス計画に係る環境影響評価書(以下「評価書」という。)について審査した結果、電気事業法第46条の17第2項の規定に基づき、四国電力(株)に対し、本日、変更を要しない旨の通知(確定通知)を行った。

また、当省は電気事業法第46条の18第1項の規定に基づき、確定した評価書(写)を環境大臣あて送付する。なお、確定通知を受けた四国電力(株)は、同条第2項の規定に基づき香川県知事、坂出市長及び宇多津町長に対し評価書を送付するとともに、環境影響評価法第27条の規定に基づき公告及び縦覧(1ヶ月間)し、住民へ周知することとなる。

(これまでの環境影響評価に係る手続き)

環境影響評価方法書受理	平成16年 6月 1日
住民等意見の概要受理	平成16年 7月22日
香川県知事意見受理	平成16年10月 8日
経済産業大臣勧告	平成16年11月25日
環境影響評価準備書受理	平成18年 8月 1日
住民等意見の概要受理	平成18年10月 2日
香川県知事意見受理	平成18年12月20日
環境大臣意見受理	平成19年 3月23日
経済産業大臣勧告	平成19年 4月11日
環境影響評価書受理	平成19年 5月21日

問合せ先: 電力安全課 吉田、河合
電話03-3501-1742(直通)
03-3501-1511(代表)
4921(内線)